

令和 3 年度葛城市立幼稚園英語体験教育委託事業 及び

令和 3 年度保育所英語体験保育委託事業

プロポーザル実施要領

## 1. 業務概要

仕様書（6 ページ以降）を参照

## 2. 見積もり限度額（消費税及び地方消費税込み）

令和3年度葛城市立幼稚園英語体験教育委託事業：1,325,940円

令和3年度葛城市立保育所英語体験保育委託事業：505,120円

## 3. 履行期間

契約の日 から 令和4年3月31日

※ただし、講師の業務実施態度及び業務実績が不良と認められるときは、年度途中でも契約を解除する場合がある。

## 4. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、本事業の目的を理解し、本事業に関する実績と能力がある企業で、参加資格審査申請日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (3) 葛城市建設工事等資格停止措置要領に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 過去5年以内に、出入国管理及び難民認定法による処分を受けていないこと。
- (5) 過去5年以内に、事業主が労働基準法等に違反し、処分を受けたことがないこと。
- (6) 奈良県内又は近隣府県（大阪府・滋賀県・京都府・和歌山県・三重県）に本社若しくは営業所を有し、過去5年間に幼稚園・保育所での外国語講師委託・派遣業務の履行完了実績があること。ただし、複数年契約で履行を継続しているものについては、満1年を経過していること。

## 5. 参加資格審査

(1) 提出書類 ※証明書等を除きA4版とします。

- ①参加申請書（様式第1号）
- ②商業登記簿謄本(写し)又は履歴事項全部証明書(写し)・・・管轄の法務局で発行
- ③印鑑証明書（写し）・・・法務局で発行
- ④事業者概要（任意様式）
- ⑤納税関係書類（発行から3ヶ月以内のもの）

すべての税目について未納又は滞納がない旨の証明書

【A：市内本店業者及び市内に営業所等のある業者】

⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）

【B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者】

⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）

【C：県外業者】

⇒国税（消費税及び地方消費税を含む）

※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。

※市税の納税証明書は必ず原本（写し不可）を添付してください。

※国税は、所轄税務署発行の納税証明書(様式その3の2[申告所得税]又はその3の3[法人税])を添付してください。（指定様式以外の証明書不可）

(2) 提出期限 令和3年7月14日（水）16時（必着）

(3) 提出方法 持参に限る。それ以外の提出は認められません。

(4) 提出先

〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地（葛城市役所當麻庁舎2階）

葛城市教育委員会 学校教育課 TEL 0745-44-5108

(5) 参加申請に係る質問の受付及び回答

質問期限 令和3年7月9日（金） 16時00分まで

## 6. 参加資格審査結果の通知（※参加資格者の決定）

① 通知日 令和3年7月15日（木）

② 通知方法 電話にて通知後、書類を郵送させていただきます。

※参加資格審査で参加不適格となった業者については、参加申請に係る書類を郵送にて返却します。

**【以降 参加資格審査を通過した者が対象】**

7. プロポーザル審査方法

次項により提出された資料とこれに基づくプレゼンテーションにより評価します。

8. 提出資料

(1) 会社の業績、講師、英語教育カリキュラム等に関する資料・・・8部

- ① 会社概要（会社の信用度を示す資料）
- ② 講師業務委託の実績（過去5年間の幼稚園・保育所等での実績）
- ③ 事業者が講師を採用する際の手順と方法を説明する資料
- ④ 講師に対する研修プログラム（配置前・配置中、安全管理）
- ⑤ 組織体制に関する資料（労務管理、健康管理、講師欠勤時の体制など）
- ⑥ 幼児向けの英語教育カリキュラム（仕様書に示す実施回数に沿ったもの）

(2) 総費用額の見積書・・・8部×2種（原本各1部、コピー各7部）

- ① 事業名ごとに（幼稚園と保育所）別々に作成すること（=2種）。
- ② 見積書の宛名は2種とも「葛城市長」とし、税抜き価格を記入。
- ③ 参加資格審査時に提出した印鑑証明書の印鑑を押印すること。

(3) 提出期限と方法

- ① 提出期限 令和3年7月28日（水）まで
- ② 提出方法 郵送または持参
- ③ 提出先 〒639-2197

奈良県葛城市長尾85番地（葛城市役所當麻庁舎2階）  
葛城市教育委員会学校教育課

9. プレゼンテーション

(1) 実施場所 葛城市役所當麻庁舎 3階 301会議室

(2) 実施日時 令和3年7月30日（金）予定 ※詳細の日時は別途連絡します。

(3) 時間配分 30分（プレゼンテーション 20分、質疑応答10分）

(4) 実施方法

- ① 資料はプレゼンテーション開始前に当市で配布します。
- ② 資料の追加は認めません。
- ③ プレゼンテーションは、提出いただいた資料をもとに行っていただきます
- ④ 説明にあたっては、パソコン等端末及びプロジェクター（パワーポイント等）の使用を認めます。その場合、必要な機材の用意は提案者側でお願いしますが、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル（HDMI、D-sub）は当市で準備することも可能です。
- ⑤ プレゼン終了5分前、質疑終了2分前にその旨告知します。

## (5) 特記事項

交通事情など、やむを得ない事由により指定時間までに来所できない場合は事務局に電話連絡をしてください。その事由を証明する書類を書面の提出により、実施時間を変更します。

### 10. プレゼンテーションに係る質問の受付及び回答

- ① 期限 令和3年7月22日(木) 16時00分まで
- ② 方法 電話連絡のうえFAX(0745-48-3200)にて ※質問書を使用すること  
※ご質問いただいた分の回答につきましては、公平性を確保するため、プレゼンテーション参加者全員に質問内容と回答をFAX送信させていただきます。

### 11. 受託候補者の決定

審査終了後、速やかに評価点を決定し、その結果、最も評価点が高い事業者を受託候補者として決定するものとします。なお、評価点の最も高い事業者が2者以上あるときは、くじ引きにより受託候補者を決定するものとします。

### 12. 審査結果通知

- ① 通知日 : 令和3年8月2日(月)
- ② 通知方法 : 電話にて通知後、書類を郵送させていただきます。

### 13. 契約

受託候補者として決定された事業者と契約手続きを進めます。

### 14. 失格事項

- ① 資格要件を欠くもの
- ② 提出書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ③ プレゼンテーションに出席しなかったもの
- ④ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- ⑤ 見積額が”2. 見積もり限度額“を超過したもの
- ⑥ 評価点数が基準点を満たさなかったもの
- ⑦ その他不正行為を行ったもの

### 15. 参加辞退

参加資格審査の結果が出るまでは、いつでも参加を辞退することができるものとします。この場合には、辞退する理由を記載した辞退届(様式は任意)を提出すること。

### 16. その他

- ① 本プロポーザルへの参加に要した費用は全て、参加した事業者の負担とします。
- ② 参加業者が1社のみとなった場合もプロポーザルを実施し、本業務にふさわしいと判断される場合は契約することがあります。

1 7 . 連絡先

葛城市教育委員会 学校教育課 担当 桑原

葛城市長尾 8 5 番地 TEL : 0745-44-5108 FAX : 0745-48-3200

# 仕様書

## 1. 事業名

令和3年度葛城市立幼稚園英語体験教育委託事業

令和3年度葛城市立保育所英語体験保育委託事業

## 2. 目的

本市では現在、市立小学校1年生から外国語指導助手による英語の授業を実施している。市立幼稚園・保育所では、かねてより小学校での英語学習の前段階として、外国語指導講師（以下、講師とする）を通して英語に触れながら遊ぶことをねらいとして、主に4・5歳児を対象に「英語で遊ぼう」の時間を実施してきた。本委託業務は、この「英語で遊ぼう」の業務を委託するものである。

## 3. 業務委託予定期間

業務委託期間は、契約の日 から 令和4年3月31日までの期間とし、具体的な開始日については契約締結後、協議の上決定するものとする。なお、講師の業務実施態度及び業務実績が不良と認められるときは、年度途中でも契約を解除する場合がある。

## 4. 業務実施施設・住所・幼児数・学級数・授業担当時間・年間授業回数等

実施施設	住所	クラス数			授業担当 1コマ30分	年間授業 回数
		4歳	5歳	合計		
新庄小学校 附属幼稚園	葛城市南道穂 145-1	2	2	4	30分×4	1クラスあたり 期間中に21回
忍海小学校 附属幼稚園	葛城市忍海338-1	1	1	2	30分×2	
新庄北小学校 附属幼稚園	葛城市疋田612	1	1	2	30分×2	
磐城小学校 附属幼稚園	葛城市南今市61	2	2	4	30分×4	
當麻小学校 附属幼稚園	葛城市染野32	1	1	2	30分×2	
磐城第1保育所	葛城市兵家71	1	1	2	30分×2	1クラスあたり 期間中に14回
磐城第2保育所	葛城市八川70-2	2	2	4	30分×4	
當麻第1保育所	葛城市今在家241	1	1	2	30分×2	

履行期間中の総授業回数 幼稚園：14クラス×21回＝294回

保育所：8クラス×14回＝112回

## 5. 講師派遣期間・派遣日・業務時間

- (1) 講師派遣を希望する回数は、前表の通り。具体的な日時は委託契約締結後、各園と直接調整の上、決定すること。
- (2) 業務は、葛城市が指定する月曜日から金曜日までとする。ただし、園・所行事等の関係で委託者と受託者双方の合意が事前にある場合は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を業務日とする。
- (3) 講師の業務時間は、授業時間（1コマ30分）に学級数を乗じた時間とする。

## 6. 業務実施内容・方法

- (1) 幼稚園・保育所における「英語で遊ぼう」の時間の企画・運営
- (2) 英語教材の準備・作成
- (3) 外国の文化、生活等の紹介

【備考】4・5歳児の場合、発達段階からみて英語のみによる授業は理解しづらいため、わかりやすく正しい日本語による指示、説明、対話等に配慮すること。

## 7. 講師の資質・資格等の条件

- (1) 心身共に健康であること。健康診断結果を必ず提出のこと。  
※健康診断の検査項目は、学校教育法施行規則に準ずる。
- (2) 幼児に対する英語指導に係る能力・資質があること。
- (3) 英語の発音・リズム・イントネーションにおいて優秀であり、かつ現代の標準的な語学力を備えていること。また、文章力・文法力が優れていること。
- (4) 社会人、特に教育に携わる者として過去の経歴に問題がなく、自覚と責任があること。
- (5) 幼児を指導することが好きで、それにふさわしい人格を備えていること。
- (6) 地方公務員法第16条（欠格条項）に抵触しないこと。

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- A) 成年被後見人又は被保佐人
- B) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- C) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者。
- D) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者。
- E) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。



## 8. 受託者の管理業務

- (1) 本事業を適切に実施するための講師への指導・助言、配置園・所とのスケジュール等に係る連絡調整を行うため、責任者を選任してこれを行わせること。
- (2) 講師に対する研修については受託業者が責任を持って行い、指導技術の向上を図るとともに、幼児の人権擁護の観点も十分に配慮して指導すること。
- (3) 講師のサービス指導及び労務管理並びに健康診断等の実施
- (4) 天災、事故、法律違反等の各種トラブルへの危機管理体制、リスク管理（民事・刑事事件、違法行為等含む）は、受託者が責任をもって対応すること。
- (5) 講師が疾病その他の理由で所定の業務を行えない場合、または講師の評価が芳しくなく、かつ再指導を実施しても改善が見られないなど交代が必要な場合は迅速かつ適切に対応すること。
- (6) 勤務状況の報告を出勤簿等により毎月行うこと。

## 9. 講師の変更

委託者は、配置された講師が次の各号に該当するときは、当該講師の配置を中止することを受託者に依頼するとともに、新たな講師を受託者に命じ、これを執行させることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの仕様書に違反したとき。
- (2) 業務実施態度又は業務実績が不良と認められるとき。
- (3) 心身の故障のため業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 幼児、幼稚園・保育所に対する信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行ったとき。
- (5) 外国語指導を行う上で、必要な適格性を欠くと認められるとき。

## 10. 指導計画の送付

委託者は、外国語指導業務を実施するにあたり、授業担当教員が作成する指導計画を、事前に受託者に通知する。また、委託者が外国語指導を実施していく段階で予定した指導計画を変更する場合は、その旨を受託者に通知する。

## 11. 契約料の支払い

- (1) 契約料は業務実施月の翌月に請求するものとし、その請求金額については、契約料を当該月数で等分した額とする。
- (2) 支払いは、請求書を受領後、講師の出勤簿等の検収を終えたあと、1ヶ月以内に指定の口座に支払う。

## 12. 提出書類

- (1) 「着手届」業務開始後速やかに提出すること。
- (2) 「実績報告書」毎月7日までに提出すること。講師の出勤簿等を実績報告書の代わりとしてもよい。

(3)「業務完了届」業務終了後速やかに提出すること。

### 1 3. 経費負担

講師委託業務に係るすべての経費は、受託者の負担とする。

### 1 4. 新型コロナウイルス感染症対策等について

(1)受託者は、国の示す感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、本事業を実施すること。

(2)感染拡大による休園等が発生した場合には、開始時期の調整や、一月あたりの授業実施日数の調整等を行うなど柔軟に対応することとし、費用については都度協議することとします。